

「安全衛生優良企業公表制度」について ～制度の概要から認定取得のメリットまで～



Contents



- 1. 労働安全衛生法とは**
- 2. 安全衛生優良企業とは**
- 3. 第13次労働災害防止計画**
- 4. 認定基準と自己診断**
- 5. 認定取得企業の情報閲覧**
- 6. 安全衛生水準の向上のために**

1. 労働安全衛生法（S47～）とは

- 労働安全衛生法（安衛法）とは・・・

職場における**労働者の安全と健康を確保する**とともに、**快適な職場環境の形成を促進する**ことを目的とする法律です。

安全衛生管理体制、労働者を危険や健康障害から守るための措置、機械や危険物・有害物に関する規制、労働者に対する安全衛生教育、労働者の健康を保持増進するための措置などについて定めています。

安全衛生について



1. 仕事を原因としてけがや病気にならない
組織体制・作業手法・職場環境をつくること。

2. 職場環境を快適なものとする。

2. 安全衛生優良企業とは？

- 国の認定を受けるためには・・・

1.安全衛生優良企業とは

労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことです。

2.認定基準

過去3年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働防止対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。





認定取得のメリット

- 認定マーク取得のメリットの1つは求職者へのアピール

新規人材の獲得

社員の意識向上、モチベーションUP

企業イメージUP

人手不足解消

最終的に、会社の売上UPも

UP



認定マークの活用例

● 認定マークの活用例

①	労働者の募集に供する広告または文書への記載
②	商品または役務での活用
③	名刺への記載
④	自社の営業所、事務所等への掲示
⑤	ネット上での掲載
⑥	商品、役務または自社の広告に活用
⑦	商品または役務の取引に用いる書類または通信でPR

3. 第13次労働災害防止計画

第13次労働災害防止計画のポイント-1- ①

計画の目標

計画期間：2018年4月1日～2023年3月31日

全体

死亡災害：15%以上減少

死傷災害：5%以上減少

業種別

建設業、製造業、林業：死亡災害を15%以上減少

陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店：死傷災害を死傷年千人率で5%以上減少

その他目標

- 仕事上の不安・悩み・ストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上（71.2%：2016年）
- メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上（56.6%：2016年）
- ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上（37.1%：2016年）
- 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）による分類の結果、危険有害性を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート（SDS）の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を80%以上（ラベル表示60.0%、SDS交付51.6%：2016年）
- 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少
- 職場での熱中症による死亡者数を2013年から2017年までの5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で5%以上減少

第13次労働災害防止計画のポイント-1- ②

計画の期間

計画期間：2018年4月1日～2023年3月31日

8つの重点事項

- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- (5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進
- (8) 国民全体の安全・健康意識の高揚等

参考

労働災害防止計画とは、厚生労働大臣が、労働安全衛生法第6条に基づき、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画のことです。

第13次労働災害防止計画のポイント-2

重点事項ごとの具体的取組

(1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

- 建設業における墜落・転落災害等の防止
- 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止
- 林業における伐木等作業の安全対策 等

(2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

- 労働者の健康確保対策の強化
- 過重労働による健康障害防止対策の推進
- 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進 等

(3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

- 災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応
- 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止 等

(4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

- 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進
- 疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり 等

第13次労働災害防止計画のポイント-3

(5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 電離放射線による健康障害防止対策 等

(6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

- 企業のマネジメントへの安全衛生の取込み
- 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用
- 企業単位での安全衛生管理体制の推進 等

(7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

- 安全衛生専門人材の育成
- 労働安全・労働衛生コンサルタント等の事業場外の専門人材の活用 等

(8) 国民全体の安全・健康意識の高揚等

- 高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施
- 科学的根拠、国際動向を踏まえた施策推進 等

認定基準と自己診断

● 厚生労働省「職場のあんぜんサイト」

安全衛生優良企業公表制度

働く人の安全と健康こそ企業の業績

優良企業と取組内容のご紹介

認定企業一覧
ページへ

これから申請を希望される皆さまへ

診断を開始する

申請方法／認定基準

各項目の解説

労働者が安全・健康に働くことができる環境を作ることは、企業にとって不可欠です。労働者にとっても、企業にとっても、求職者にとっても、ベストな労働環境を目指して安全衛生優良企業認定を受けませんか？



安全衛生優良企業公表制度

- 優良企業の紹介
- 診断を開始する
- 申請方法と認定基準・評価項目
- よくある質問
- 優良企業制度参考情報
- 安全衛生対策参考情報

自己診断
ページへ

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html



認定基準の構成

● 認定基準の構成

1. 必須項目（必要項目）

すべて満たしていることが必要

2. 加点項目（評価項目）

全体の合計点数や分野毎の合計点数が基準点以上であることが必要

自己診断（認定基準を満たすかどうか HP上で簡易診断できます）

安全衛生優良企業公表制度

診断結果

印刷

安全衛生優良企業を目指して
更なる取組に努めましょう。

第1 企業の状況として満たしていることが必要な項目（必要項目）	否
第2 企業の取組として満たしていることが必要な項目（必要項目）	否
第3 企業の積極的な取組を評価する項目（評価項目）	41.5点/55点中
1. 安全衛生活動を推進するための取組	3.5点/5点中
2-1. 健康管理	10点/12点中
2-2. メンタルヘルス対策	8点/10点中
2-3. 過重労働防止対策	8.5点/13点中
2-4. 受動喫煙防止対策	2点/2点中
3. 安全でリスクの少ない職場環境の整備	9.5点/13点中

評価

- 優良企業として必要な項目を満たしていません。第1 & 第2の項目中×の項目が○になるよう努めましょう。
- 健康保持増進への積極的な取組が認められます。
- メンタルヘルス対策への積極的な取組が認められます。
- 各安全衛生対策の取り組みの向上を図りましょう。

※ 現状を確認するもの

労働安全衛生法上の規定より厳格な労働安全衛生法上の規定を定めていること	○
第一種労働安全衛生検査員による労働安全衛生法上の規定に基づいて労働安全衛生法上の規定の遵守状況を、労働安全衛生法（労働安全衛生法）に基づいて	○
がある場合（過去3年間の平均において、労働安全衛生法上の規定が労働安全衛生法上の規定より厳格な労働安全衛生法上の規定を定めていること）	○
必要がある状況 ※ 現状を確認するもの	○
労働安全衛生法上の規定より厳格な労働安全衛生法上の規定を定めていること	○
労働安全衛生法上の規定に基づいて労働安全衛生法上の規定を定めていること	○
労働安全衛生法上の規定に基づいて労働安全衛生法上の規定を定めていること	○

※ 現状を確認するもの

労働安全衛生法上の規定より厳格な労働安全衛生法上の規定を定めていること	○
労働安全衛生法上の規定に基づいて労働安全衛生法上の規定を定めていること	○
労働安全衛生法上の規定に基づいて労働安全衛生法上の規定を定めていること	○

※ 現状を確認するもの

労働安全衛生法上の規定より厳格な労働安全衛生法上の規定を定めていること	○
労働安全衛生法上の規定に基づいて労働安全衛生法上の規定を定めていること	○
労働安全衛生法上の規定に基づいて労働安全衛生法上の規定を定めていること	○

※ 現状を確認するもの

労働安全衛生法上の規定より厳格な労働安全衛生法上の規定を定めていること	○
労働安全衛生法上の規定に基づいて労働安全衛生法上の規定を定めていること	○
労働安全衛生法上の規定に基づいて労働安全衛生法上の規定を定めていること	○

※ 現状を確認するもの

労働安全衛生法上の規定より厳格な労働安全衛生法上の規定を定めていること	○
労働安全衛生法上の規定に基づいて労働安全衛生法上の規定を定めていること	○
労働安全衛生法上の規定に基づいて労働安全衛生法上の規定を定めていること	○

自己診断

安全衛生優良企業公表制度

診断に当たって、次のいずれかを選択してください。

自己診断を行う企業は、次の業種を含んでいますか。

林業	鉱業	建設業	運送業
清掃業	製造業(物の加工業を含む。)	電気業	ガス業
熱供給業	水道業	通信業	各種商品卸売業
家具・建具・じゅう器等卸売業	各種商品小売業	家具・建具・じゅう器小売業	燃料小売業
旅館業	ゴルフ場業	自動車整備業	機械修理業

含む 含まない

診断へ進む



認定の基準 STEP 1

STEP 1

必要項目を全て満たす

1 企業の状況として満たしていることが必要な項目

- ・労働安全衛生法等の違反の状況
- ・労働災害発生等状況
- ・その他優良企業としてふさわしくない事項

✓ 優良企業にふさわしいかどうか確認します

2 企業の取組として満たしていることが必要な項目

- ・安全衛生体制の状況
- ・安全衛生全般の取組

✓ 基本的な取組ができているか確認します

STEP2へ

第1 企業の状況（必須項目）

1 労働安全衛生法等の違反の状況 ※状況を確認するもの

項 目	○or×
①過去3年以内に労働基準関係法令の違反で送検されていないこと。	
②過去3年以内に労働関係法令に重大な違反が認められたことにより、行政機関から企業名の公表又は認定の取消しをされていないこと。	
③労働安全衛生法第98条に基づき、労働基準監督署長等から機械・設備の使用停止命令、作業の停止命令を受けたものがある場合には、現在その改善措置を講じていること、又は命令が解除されていること。	
④現在、労働安全衛生法令の重大な違反についての是正指導を受けたものについて、改善がなされていない事実がないこと。	

第1 企業の状況（必須項目）

1 労働安全衛生法等の違反の状況 ※状況を確認するもの

項 目	○or×
⑤過去3年以内に長時間労働等に関する重大な労働基準関係法令の同一 条項に複数回違反したことがないこと。	
⑥過去3年以内に違法な長時間労働を繰り返し行う企業の経営トップに 対する都道府県労働局長による是正指導の実施に基づき企業名が公表 されていないこと。	
⑦労働保険の保険料の徴収等に関する法律に定められた労働保険料を直 近2年度について滞納の事実がないこと。	

第1 企業の状況（必須項目）

2 労働災害発生等状況（派遣労働者を含む）

※状況を確認するもの

項 目	○or×
①過去3年以内に法令違反による死亡災害又は障害等級7級以上に相当する重篤な労働災害を2件以上発生させていないこと	
②過去3年間のすべての年において、企業の同一業種の事業場（厚生労働省の公表する労働災害動向調査において度数率が公表されている業種の事業場に限り）ごとに休業一日以上の労働災害の発生率が、同業種の平均発生率（度数率）を下回っていること	
③（有機溶剤業務等特殊健康診断の対象業務がある場合）過去3年間のすべての年において、特殊健康診断の有所見率が全国を下回っていること	
④（有機溶剤業務等作業環境測定が必要な業務がある場合）過去3年間、作業環境測定を単位作業場所ごとに実施していること。また、その結果、第3管理区分と評価された単位作業場所がないこと、又は、あった場合には、当該単位作業場所の翌回の測定において第3管理区分以外に改善されていること	

第1 企業の状況（必須項目）

2 労働災害発生等状況（派遣労働者を含む）

※状況を確認するもの

項 目	○or×
<p>⑤直近事業年度において、企業内の労働者の労働時間の状況が次を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none">・雇用する労働者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条に規定する短時間労働者を除く。）の1人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数が、各月ごとに全て45時間未満であること・雇用する労働者であって、平均した1月当たりの時間外労働時間が60時間以上であるものがないこと	

第1 企業の状況（必須項目）

3 その他優良企業として満たしていることが必要な状況 ※状況を確認するもの

項 目	○or×
①過去3年間の企業活動において、「安全衛生に関する優良企業」としてふさわしくない問題を生じさせていないこと。	
②過去2年間に「安全衛生優良企業認定取消基準」に該当することが確認され、認定が取り消されたことがないこと。	
③過去3年間に安全衛生優良企業の優良マーク、呼称等の不正使用がないこと。	

第2 企業の取組（必須項目）

1 安全衛生の実施体制の取組 ※取組を確認するもの

項 目	○or×
①各事業場（10人以上の事業場）に従業員の健康や安全を担当する組織があるか、又は担当者を置いているか、また、企業本社には、全社的な健康や安全を担当する組織又は担当者を置いているか。	
②①の従業員の健康や安全を担当する組織又は担当者は、労働災害の発生状況や各種の安全衛生に関する計画の実施状況を継続的に把握し、問題点があった場合には、事業場内（企業内）で情報を共有した上で、必要な対策を検討するようになっているか。	
③各事業場に健康や安全に関する責任者を任命しているか。	

第2 企業の取組（必須項目）

2 安全衛生全般の取組 ※取組を確認するもの

項 目	○or×
①企業のトップが従業員の健康や安全の確保を重視する方針を明文化しているか	
②①の明文化した従業員の健康や安全の確保を重視する方針を従業員に周知、共有しているか	
③全社的な従業員の健康や安全の取組についての計画策定や見直しの際に従業員（従業員の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては、労働者の過半数を代表する者）の意見を反映させているか。	

第2 企業の取組（必須項目）

2 安全衛生全般の取組 ※取組を確認するもの

項 目	○ or x
<p>④企業のトップ（幹部）に次の項目について報告しているか。 ア、企業全体の労働災害の発生状況 イ、発生した労働災害の再発防止対策 ウ、各種安全衛生に関する計画の進捗状況 エ、企業全体の労働時間の状況 オ、企業全体の従業員の健康状況</p>	
<p>⑤次の項目について、従業員が容易に状況を知ることができるようになっているか。 ア、企業全体の労働災害の発生状況 イ、発生した労働災害の再発防止対策 ウ、各種安全衛生に関する計画の進捗状況 エ、従業員ごとの労働時間の状況 オ、従業員ごとの健康診断の結果</p>	
<p>⑥安全衛生教育に関する実施計画を策定し、実施しているか（労働安全衛生法に定める雇入れ時教育や特別教育も含む）。</p>	
<p>⑦厚生労働省のあんぜんプロジェクトに参加するなど、自社の安全衛生の取組の見える化（外部に公開）を行っているか。</p>	



認定の基準 STEP 2

STEP 2

評価項目全てを満たした場合の合計点と比して、各取組・対策ごとには、いずれも6割以上・全体としては8割以上を取得する

③ 企業の積極的な取組を評価する項目

- ・安全衛生活動を推進するための取組
- ・健康で働きやすい職場環境の整備（健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働防止対策、受動喫煙防止対策）
- ・安全でリスクの少ない職場環境の整備

積極的な活動を評価します



労働局へ申請

STEP 2 の評価項目

評価項目		取組 評価点	実績 評価点	合計
1 安全衛生活動を推進するための取組 状況		5 点	-	5点 (項目別基準：なし)
2 - 1 健康管理の取組状況		10 点	2 点	12点 (項目別基準：8点)
2 - 2 メンタルヘルス対策への取組状況		10 点	-	10点 (項目別基準：6点)
2 - 3 過重労働防止対策の取組状況		10 点	3 点	13点 (項目別基準：8点)
2 - 4 受動喫煙防止対策の実施状況		-	2 点	2点 (項目別基準：なし)
3 安全でリスクの少ない職場環境の整備 の取組状況 (製造業等※)		10 点	3 点	13点 (項目別基準：8点)
合計	製造業等※	45 点	10 点	55 点 (総合点基準：44点)
	製造業等以外※	35 点	7 点	42 点 (総合点基準：34点)

※製造業等とは、労働安全衛生施行令第2条第1号および同条第2号に掲げる業種

第3 企業の積極的な取組を評価する項目（加点項目）

1 安全衛生活動を推進するための取組状況

※取組を確認するもの（計5点）

項目	評価点
① 主要な事業場ごとに安全衛生に関して従業員が主体となって行う取組を支援しているか。	1.5点
② 従業員の健康や安全に関する計画策定や見直しにあたり、企業本社及び全ての関連事業場において、広く従業員の意見を求め、その意見を反映できる仕組みを設けているか。	1.5点
③ 各事業場の安全衛生組織・担当者の活動が効果的に機能できるよう、継続的に本社からの支援が実施されているか。	1点
④ 国、地方自治体又は労働災害防止団体による安全衛生に関する優良とされる表彰（過去3年以内のものに限る）や認証を取得しているか。	各0.5点 上限1点

第3 企業の積極的な取組を評価する項目（加点項目）

2 健康で働きやすい職場環境の整備

2-1 健康管理の取組状況（計12点）①

2-1-1 健康管理の取組 ※取組を評価するもの（計10点）

項目	評価点
① 企業全体としての従業員の健康の保持・増進に関する計画（年間スケジュール表を含む）を策定し、着実に実施しているか。	2点
② ①の健康の保持・増進に関する計画を従業員と共有しているか。	2点
③ 計画の進捗や企業全体の健康の保持・増進に係る状況の分析を継続的に実施できる体制が整っており、当該分析結果の関係者への共有、分析結果に基づく次期計画への反映が実施されているか。	1点
④ 健康測定の結果を踏まえた健康教育や健康相談などの健康保持増進措置を全社的にやっているか。	1点

第3 企業の積極的な取組を評価する項目（加点項目）

2-1 健康管理の取組状況（計12点）②

2-1-1 健康管理の取組 ※取組を評価するもの（計10点）

項目	評価点
⑤従業員の健康保持増進の取組みに関して、医療保険者（健保組合など）の保健事業との連携が図られているか。	1点
⑥従業員の保健指導の実施等の医療保険者が行う保健事業について、従業員が参加しやすいよう協力を行っているか。	1点
⑦疾病を有する従業員が、治療しながら仕事を続けられるように社内の仕組みを構築し、対象従業員への支援を行っているか。	2点

第3 企業の積極的な取組を評価する項目（加点項目）

2-1 健康管理の取組状況（計12点）③

2-1-2 健康管理の状況 ※実績を評価するもの（計2点）

項目	評価点
①過去3年間の各年で定期健康診断の有所見率が前年より改善しているか。	2点

第3 企業の積極的な取組を評価する項目（加点項目）

2-2 メンタルヘルス対策の取組状況 ※取組を評価するもの（計10点）

項目	評価点
①企業全体としてのメンタルヘルス対策を推進するための計画を策定し、実施しているか。	2点
②メンタルヘルス対策を推進するための計画を従業員と共有しているか。	2点
③計画の進捗や企業全体のメンタルヘルス対策に係る状況の分析を継続的に実施できる体制が整っており、当該分析結果の関係者への共有、分析結果に基づく次期計画への反映が実施されているか。	1点
④従業員に対しストレスチェックを実施し、その結果に基づき自社の傾向の把握や職場改善を行っているか。	1点
⑤従業員が利用可能なメンタルヘルスの相談窓口を設け、従業員に周知するなどの活用の促進を図っているか（又は利用可能な外部の相談窓口を従業員に案内しているか）。	1点
⑥管理者も含む従業員に対し、メンタルヘルスに関する情報提供、教育研修を行っているか。	1点
⑦メンタルヘルス不調者に関する対応について、社内での対応方針を定めて運用しているか。	1点
⑧メンタルヘルス不調により休職した従業員に対する職場復帰を支援するためのルールを策定しているか。	1点

第3 企業の積極的な取組を評価する項目（加点項目）

2-3 過重労働防止対策の取組状況（計13点）①

2-3-1 過重労働防止対策の取組 ※取組を評価するもの（計10点）

項目	評価点
① 過重労働防止対策として、企業全体の労働の負荷を軽減するための計画（具体的な取組の方針など明文化されたものを含む）を策定し、実施しているか	2点
② 過重労働防止対策の計画を従業員と共有しているか	2点
③ 計画の進捗や企業全体の過重労働防止対策に係る状況の分析を継続的に実施できる体制が整っており、当該分析結果の関係者への共有、分析結果に基づく次期計画への反映が実施されているか	1点
④ 従業員の労働時間をタイムカード等により適正に把握した上で、所定労働時間を超えて労働させた時間について、該当する従業員の管理者にその情報を提供し、社内基準に抵触する場合には、改善の取組を促しているか	1点
⑤ 1ヶ月あたりの時間外・休日労働が80時間を超える従業員に対し、医師による面接指導を従業員が受けやすいよう取組・工夫を実施しているか	2点
⑥ 全社的な年次有給休暇の取得促進のための具体的なルールを設け、実施しているか	2点

第3 企業の積極的な取組を評価する項目（加点項目）

2-3 過重労働防止対策の取組状況（計13点）②

2-3-2 過重労働防止対策の状況 ※実績を評価するもの（計3点）

項目	評価点
①過去3年間の全ての年において年次有給休暇の取得率が70%以上であるか。	1.5点
②過去3年間の全ての年において1週間当たり40時間を超えて労働させた時間（いわゆる残業時間）が2ヶ月以上連続して月80時間を超えた従業員がいない状況であるか。	1.5点

第3 企業の積極的な取組を評価する項目（加点項目）

2-4 受動喫煙防止対策の取組状況

※実績を評価するもの（計2点）

項目	評価点
①企業の全ての屋内の環境において、受動喫煙防止対策（全面禁煙または空間分煙）を実施しているか。	2点

第3 企業の積極的な取組を評価する項目（加点項目）

3 安全でリスクの少ない職場環境の整備（計13点）①

3-1 安全でリスクの少ない職場環境の整備の取組（リスクアセスメントの実施状況等） ※取組を評価するもの（計10点）

項目	評価点
①安全活動のための計画（全社的又は事業場ごと）を策定し、着実に実施しているか。	1.5点
②安全活動のための計画を従業員と共有しているか。	1.5点
③全社的に4S（整理、整頓、清掃、清潔）活動を継続的に実施するための具体的な方法を定め、実施体制を整えており、着実に実施されているか。	0.5点
④ヒヤリ・ハット活動を継続的に実施するための具体的な方法を定め、実施体制を整えており、着実に実施されているか。	0.5点
⑤危険予知（KY）活動を継続的に実施できる体制が整っており、実施しているか。	0.5点

第3 企業の積極的な取組を評価する項目（加点項目）

3 安全でリスクの少ない職場環境の整備（計13点）②

3-1（続き）

項目	評価点
⑥ 全社的に過去の労働災害の事例の分析を継続的に実施できる体制が整っており、当該分析結果の関係者への共有、分析結果に基づく再発防止対策が実施されているか。	1点
⑦ リスクアセスメントの実施のための社内ルール（実施時期、実施体制、実施責任者、実施手順、実施後の対応方法等）を定めているか。	0.5点
⑧ 社内ルールに基づいてリスクアセスメントが実施され、その結果が適切に記録されているか。	0.5点
⑨ リスクアセスメントの実施結果に基づき、必要な改善措置を実施する手順が定められているか。	0.5点

第3 企業の積極的な取組を評価する項目（加点項目）

3 安全でリスクの少ない職場環境の整備（計13点）③

3-1（続き）

項目	評価点
⑩ リスクアセスメントの実施結果、講じた改善措置については、関係する従業員に情報提供しているか。	0.5点
⑪ 安全活動（③から⑩までの活動を含む）の実施において、現場の従業員や労働組合など広く従業員の意見を求め、その意見を反映できる仕組みを設けているか。	1点
⑫ 構内下請事業場がある事業場（建設業であれば現場の関係下請事業者）においては、上記③から⑩の事項について、関係請負人と一体的に取り組み、指導支援を行っているか。	1点
⑬ 事業場で想定される労働災害、事故時の緊急時対応が手順化され、関係者への教育訓練がなされているか。	0.5点

第3 企業の積極的な取組を評価する項目（加点項目）

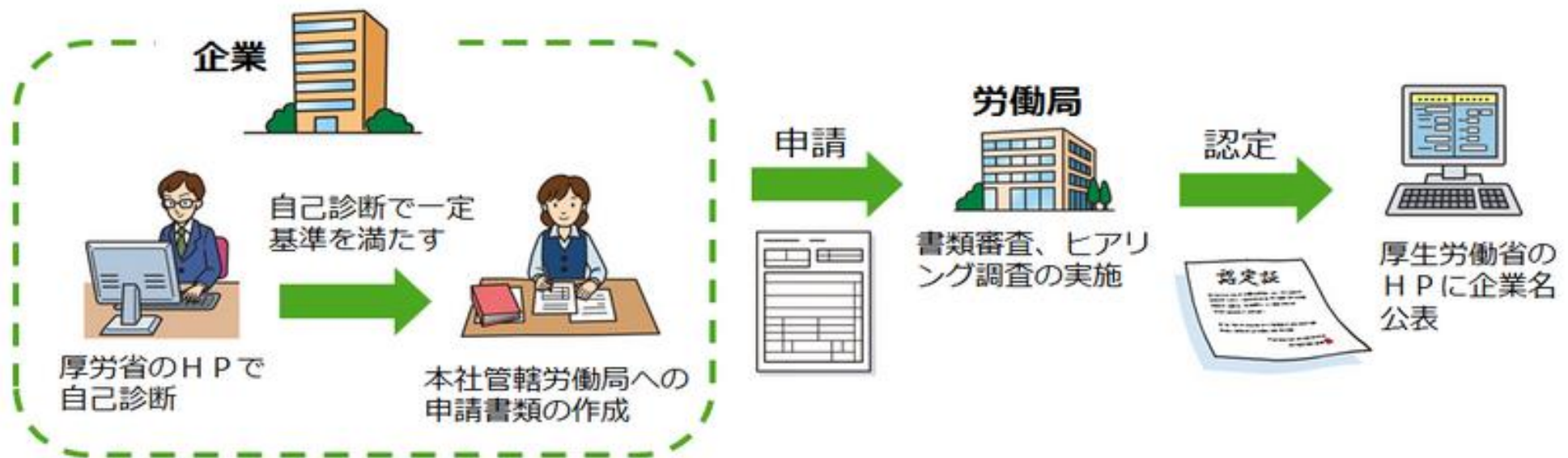
3 安全でリスクの少ない職場環境の整備（計13点）③

3-2 安全でリスクの少ない職場環境の整備の状況

※実績を評価するもの（計3点）

項目	評価点
①過去3年間の全ての年において企業の製造業等の業種の事業場の休業1日以上の労働災害の発生率が、同業種の平均発生率（度数率）に比べ1/2未満であるか。	2点
②過去3年以内に、死亡災害又は障害等級7級以上に相当する労働災害、安衛則第96条に規定する事故（爆発事故、移動式クレーンの転倒事故など）、電離則第42条（放射性物質が多量に漏れる等の事故）に規定する事故を発生させていないか。	1点

労働局への申請フロー



4. 認定取得企業の情報閲覧

- 厚生労働省「職場のあんぜんサイト」

職場のあんぜんサイト



https://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html

安全衛生優良企業公表制度



働く人の安全と健康こそ企業の業績



優良企業と取組内容のご紹介

2020年3月末現在31社が認定を取得しています。
各社の取組内容をご紹介していますので、ぜひご覧ください。

5. 安全衛生水準向上のために（労働安全衛生マネジメントシステム）

安全衛生水準向上のためには、P→D→C→Aのサイクルを回すことが重要。

P…計画を立てる！

D…まずやってみる！

C…成果を共有する！

A…改善して取り組む！

労働安全衛生マネジメントシステム（MS）に取り組んで、3年後の認定継続を目指しましょう。

安全衛生水準向上のために (P → D → C → Aサイクル)

